

承第2号

訴えの提起に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、訴えの提起につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和5年9月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

専決処分書

訴えの提起について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年8月8日

橿原市長 亀田 忠彦

理由 令和5年7月11日に奈良簡易裁判所に支払督促の申立てを行い、同月15日に送達されたところ、当該支払督促に対し異議申立てがなされ、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行することに伴い、当該訴訟移行に伴う補正期限が同年8月14日とされたことから特に急を要するため

訴えの提起について

生活保護法第63条返還金支払請求に係る民事訴訟法に基づく支払督促の申立てに対し、債務者の異議申立てにより通常訴訟に移行したため、訴えの提起について、下記により処分する。

記

1. 被告となるべき者の住所及び氏名

██████████

2. 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告橿原市に対し、金 56,480 円及びこれに対する納期限の翌日から支払済みまで橿原市税外債権管理条例（令和元年橿原市条例第 36 号）で定める割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告橿原市に対し、橿原市税外債権管理条例で定める督促手数料、金 50 円を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3. 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。